

相続登記の促進の取組について

法務省・法務局における相続登記促進の取組

- 相続登記の必要性について理解が進むよう、平成27年2月から、相続登記の促進に関する記事を法務省のホームページに掲載して広報を開始

- 平成28年5月には、法務省では、関係資格者団体と共同してリーフレットを作成し、各地の法務局では、そのリーフレットを、市区町村の協力の下、死亡届を受理する窓口等へ備付けるほか、相続登記を促すポスターを掲示

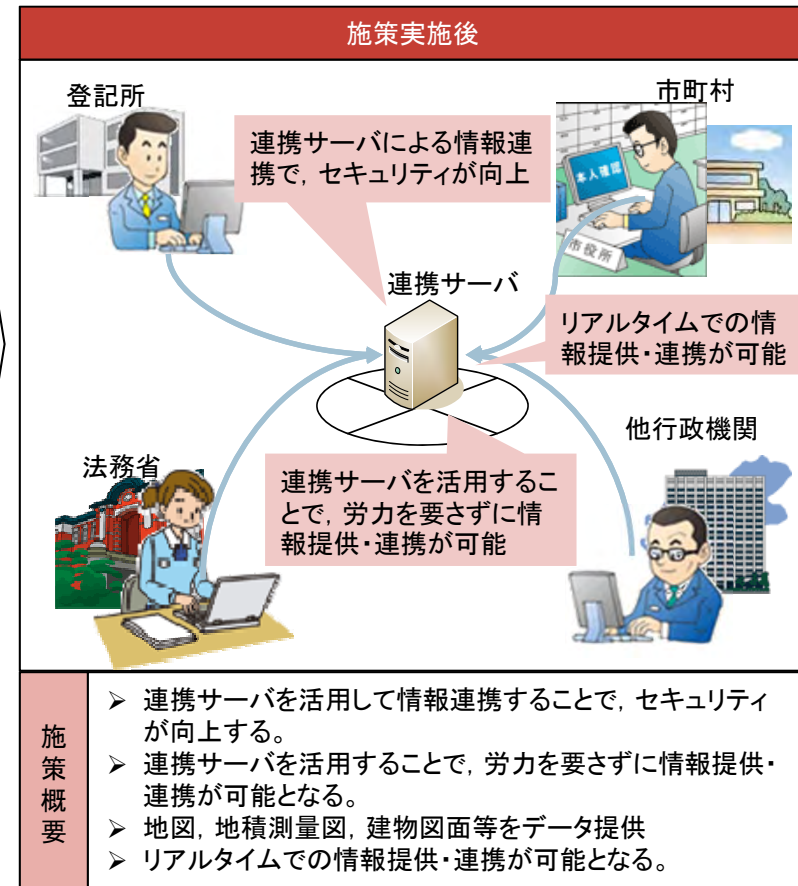
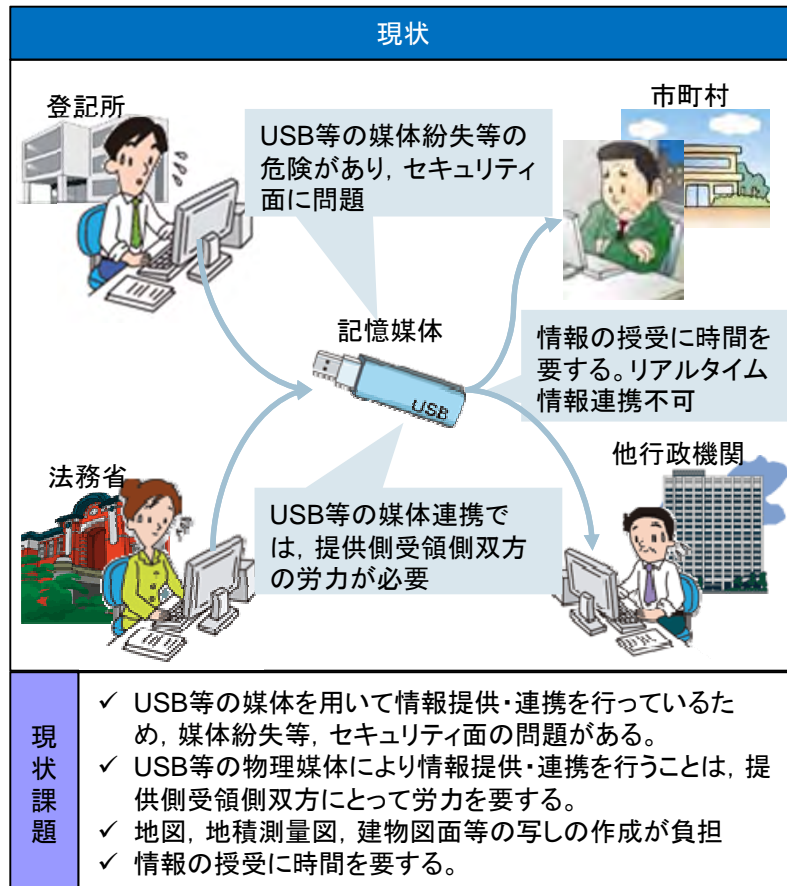


- 平成28年3月には相続登記の添付書面に関する通達の一部見直しを行い、手続を簡素化し、申請手続の負担を軽減
- 平成29年5月に、相続登記を促進するための新たな制度として「法定相続情報証明制度」を創設する予定

行政機関間での情報連携を図るための仕組みの構築について

【前提】不動産登記情報は、既に固定資産課税台帳や農地台帳、林地台帳等様々な観点から、法令の根拠に基づいて他の機関に情報提供を実施しているところ。

- 登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度からの運用開始を目指す。
- 情報提供に際しては、連携サーバを活用する。



登記情報とマイナンバーとの連携について

- 登記制度は、不動産についての権利関係等を公示するためのものであり、記録される情報（氏名、住所等）がすべからく公表されることを前提にシステムを整備。そのため、公表することができないマイナンバーを、登記情報と連携させることについては、法制上・システム上の観点から慎重に検討
- マイナンバーを把握するには、登記申請を契機とすることとなるが、一般的に登記申請は、多くともマイホームの取得、ローン完済、相続登記の三度程度と限定的
- 現行法上は、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の3分野に限定。また、マイナンバー制度は、情報の一元管理をすることはなく、情報の分散管理をすることとしている。前述のとおり、登記記録は物的編成主義を採用しており、権利の主体である各個人を単位とした一元管理は行っていないところ、登記情報とマイナンバーの連携は、登記情報について個人を単位とした一元管理を可能とすることとなるため、これに係る国民の理解とマイナンバー制度の理念との調整が必要